平成２６年（フ）第１２０７号
福岡県朝倉郡筑前町二232番地４
債務者　田中　和憲
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２０８号
福岡市南区清水２丁目５番７号
債務者　中村　文利
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２１０号
福岡市南区井尻４丁目32番３―102号
債務者　吉村　逸深
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２１２号
福岡県糟屋郡志免町別府４丁目12番20号　毎日興産コーポ205号
債務者　林田　玲子（旧姓都々木）
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２３６号
福岡県筑紫野市原田２丁目３番地２　第２美しが丘青雲荘102号
債務者　上野　家弘
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２３７号
福岡市東区大字勝馬1585番地１
債務者　江崎巳記江
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３１号
福岡県大牟田市浜町８番地13
債務者　宮本つる代
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第３８号
鹿児島県出水市下鯖町1105番地　平松団地39号、前住所鹿児島県出水市明神町2700番地28Ａ号
債務者　窪田ななえ
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
鹿児島県薩摩川内市勝目町6196番地３
債務者　杉野　真二
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第４１号
鹿児島県薩摩川内市原田町11番11号　原田ハイツ203号、前住所鹿児島県薩摩川内市平佐町5050番地１　ハイタウン平佐住宅７号棟27号室
債務者　祁答院智彦
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第４１４号
宮城県塩竈市みのが丘12番８号
債務者　小野　洋之
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４２４号
仙台市太白区袋原字内手29番地の３
債務者　大友　和子
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４３１号
仙台市青葉区桜ケ丘３丁目28番６号　パナハイツ小野103
債務者　白岩いずみ
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４３４号
仙台市宮城野区白鳥１丁目９番７号
債務者　荒井　由佳
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２１７号
茨城県ひたちなか市西大島１丁目11番31―111号　プレリ西大島
債務者　堀江　雅彦
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２３０号
茨城県東茨城郡茨城町大字大戸3333番地58、旧住所茨城県東茨城郡茨城町大字前田1689番地７
債務者　飯島　　博
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２３８号
茨城県鉾田市烟田2149番地２
債務者　細川やす江
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
水戸地方裁判所